

○山形大学鶴岡キャンパス教員選考基準

令和4年6月14日

第1条 山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として農学部(教育研究支援施設を含む。以下「本学部」という。)に配置される教員の選考については、国立大学法人山形大学教員選考規程で定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

第2条 本学部の教授の選考は、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者
- (3) 岩手大学大学院連合農学研究科の主指導教員の資格要件を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると鶴岡キャンパス教員人事委員会(以下「教員人事委員会」という。)が認めた者を該当者とすることができる。

第3条 本学部の准教授の選考は、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者
- (3) 岩手大学大学院連合農学研究科の副指導教員の資格要件を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教員人事委員会が認めた者を該当者とすることができる。

第4条 本学部の講師の選考は、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者
- (3) 岩手大学大学院連合農学研究科の副指導教員の資格要件を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教員人事委員会が認めた者を該当者とすることができる。

第5条 本学部の助教の選考は、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 任用時に博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教員人事委員会が認めた者を該当者とすることができる。

附 則

この基準は、令和4年6月14日から施行する。

附 則(令和5年6月22日)

1 この基準は、令和5年6月22日から施行する。

2 この基準の施行日以前に改正前の山形大学鶴岡キャンパス教員選考基準に従い公募を開始したものについては、なお従前の例による。

別表

山形大学農学部における研究業績の基準

1 山形大学農学部の教員人事の対象とする研究業績について

教員人事で対象とする候補者の研究業績は、以下に規定した学術論文及び著書とする。

(1) 学術論文

ア 国内外の学会誌、学術誌等に論文審査を経て掲載された査読付きの原著論文であること。なお、学術誌を発行する国内の学会は、原則として日本学術会議協力学術研究団体に登録されていることを条件とするが、地域性の高い学会が発行する学術誌については、査読体制を確認するなど教員人事委員会で判断する。

イ 大学、研究センター、試験場等が発行する紀要や研究報告、それに類似する出版物に掲載された論文は学術論文に含めない。

ウ アとイを満たす論文であれば、フルペーパー、ショートペーパーの区別はしない。

エ 粗悪学術誌(その判断は備考の通り行う)に掲載された論文は学術論文に含めない。

オ 原著論文の責任著者(Corresponding author)とは、その論文の作成に実質的な責任を負う著者をいう。論文に記載のない場合は、教員人事委員会で判断する。

(2) 著書

ア ISBNが付与された学術著書であること。

イ 業績の内容が、原則として研究書または教科書(の一部)か、原著論文の筆頭著者に相当するボリュームと内容を備えたものであること。

ウ 単著・共著等を問わず、1冊につき1編の研究業績として評価する。

備考

粗悪学術誌であるかどうかの判断は、以下の3点の収録状況から、教員人事委員会において総合的に判断する。

① 粗悪学術誌の疑いのある雑誌および出版社については、アメリカのJeffrey Beall氏が1294誌および1155出版社をBeall's Listとして公開されているので、このリストへの収録状況

② 一定の基準を満たしたオープンアクセス誌要覧(Directory of Open Access Journals)への収録状況

③ 基準を有する学術文献データベース(Web of Science)への収録状況

2 山形大学農学部の教員人事における職位別の研究業績基準

職種	著書及び学術論文総数	左のうち、最近5年間に発表された著書及び学術論文
教授	20編以上かつ30ポイント以上 【上記のうち学術論文のみ】	5編以上かつ7ポイント以上 (筆頭著者、筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)又はCorresponding author 3編以上かつ4ポイント以上) 【上記のうち学術論文のみ】

	10編以上 (筆頭著者, 筆頭著者同等 貢献者(Equal contribution)又は Corresponding author 5 編以上かつ7ポイント以 上)	3編以上かつ4ポイント以上 (筆頭著者, 筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)又は Corresponding author 3編以上かつ4ポイント以上)
准教授	10編以上かつ15ポイント 以上 【上記のうち学術論文の み】 7編以上かつ10ポイント以 上	3編以上かつ4ポイント以上 (筆頭著者, 筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)又は Corresponding author 2編以上かつ3ポイント以上)
講師	8編以上かつ12ポイント以 上	3編以上かつ4ポイント以上 (筆頭著者, 筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)又は Corresponding author 2編以上かつ3ポイント以上)
助教	2編以上かつ3ポイント以 上	2編以上かつ3ポイント以上 (筆頭著者, 筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)又は Corresponding author 1編以上かつ2ポイント以上)

- (1) 学術論文のうち、和文で書かれたものは1編を1ポイントする。英文のものには0.5ポイントを加算する。ただし、令和6年3月まで掲載された和文で書かれた学術論文については、英文で書かれたものと同等とする。
- (2) 著書のうち、共著は1編を1ポイントし、単著には1ポイントを加算する。
- (3) 「左のうち、最近5年間に発表された学術論文及び著書」欄の括弧書きについては、筆頭著者および責任著者(Corresponding author)を務める学術論文の編数とポイントは、筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)がいる場合、あるいは責任著者が複数いる場合には、当該人数で除す。